金融監督にあたっての留意事項について ―事務ガイドライン― (第二分冊:保険会社関係) (1/2)

現行	改 正 後
1 共通事項1-1 検査終了後のフォローアップ	1 共通事項 1-1 検査との連携
1-1 快宜於「仮のノオローノツノ	1-1 快生との連携
平成10年3月31日に金融検査局長より発出された「新しい金融 検査に関する基本事項について」(蔵検第140号)による新検査 方式の導入に伴い、検査終了後のフォローアップを以下のとおり行 うものとする。	
	(検査着手前) (1) 検査着手にあたって、監督局は、検査班主任検査官に対し、保険会社の現状等についての説明を行うものとする。 (注) 合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している保険会社の検査については、経営再編のスケジュール等について説明を行うものとする。
(1) 検査結果通知書の交付日と同日付で、相手保険会社に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実認識、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1か月以内(必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを法第128条に基づき求める。(別紙ひな型参照。)	(検査結果通知後) (2) 検査結果通知書の交付日と同日付で、相手保険会社に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実認識、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1か月以内(必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを法第128条に基づき求める。(別紙ひな型参照。) (注)合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクのリスク管理態勢に関する指摘がある場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理体制(内部監査含む)等についても、あわせて報告を求めるものとする。
(2) 上記報告書については、提出された段階で、保険会社から十分な ヒアリングを行うこととする。また、ヒアリングにあたっては、検 査局検査班及び審査課とも密な連携を図るものとし、検査班の主任 検査官若しくはこれに準ずる者及び検査結果通知書の審査を担当	ヒアリングを行うこととする。ヒアリングにあたっては、 <u>検査部局</u>

金融監督にあたっての留意事項について —事務ガイドライン— (第二分冊:保険会社関係) (2/2)

現 行	改 正 後
した課長補佐若しくはこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。	(注)特に、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を予定している保険会社に対し、システム統合リスクに係る検査が実施された場合にあっては、当該検査におけるシステム統合リスク担当検査官を含むものとする。
(3) 検査結果又は法第 128 条に基づく報告書の内容により、次回検査までの間定期的なフォローアップが必要であると認められる場合には追加的に法第 128 条に基づく報告を求め、また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該保険会社の健全性の確保に支障を来すと認められる場合には、法第 132 条に基づき業務改善を求める。	(4) 検査結果又は法第 128 条に基づく報告書の内容により、次回検査 までの間定期的なフォローアップが必要であると認められる場合 には追加的に法第 128 条に基づく報告を求め、また、自主的な改善 努力に委ねたのでは当該保険会社の健全性の確保に支障を来すと 認められる場合には、法第 132 条に基づき業務改善を求める。
	【新規】 1-10-12 システム統合等を伴う合併等について 保険会社が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合 にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に 実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理 体制(内部監査含む)、その他の事項について資料の提出を求める とともに、当該システム統合完了までの間、法128条に基づく報告 を定期的に求めるものとする。